

愛媛県報

発行 愛媛 児

平成28年11月18日金曜日 第2826号

	♦	目	次	\Diamond	
		規	則		
理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則	J				(薬務衛生課) 921
		告	示		
大規模小売店舗の変更の届出の概要等					Ç
基本測量の終了の通知					(道路維持課) 922
土地改良区役員の住所の変更の届出					(東予地方局農村整備課) 922
指定障害児通所支援事業者の指定					(中予地方局地域福祉課) 922
土地改良区役員の就退任の届出					(中予地方局農村整備第一課)923
道路の供用開始(県道大平砥部線)					(中予地方局管理課) 923
土地改良区の定款変更の認可					(南予地方局農村整備課) 923

規	則
規	

○愛媛県規則第41号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成28年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第1条 理容師法施行細則(昭和31年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
樣式第1号 (第5条関係) 理容所開設届	樣式第1号 (第5条関係) 理容所開設届
(表)	(表)
省略	省略
1~6 省略	1 ~ 6 省略
7 同一の場所で現に開設し又は開設しようとする美容所	
(1) 名称	
(2) 開設(予定)年月日 年 月 日	
8 省略	<u>7</u> 省略
注1 不要の文字は、抹消すること。	
	<u>注 1</u> 省略
<u>3</u> 省略	2 省略
(裏) 省略	(裏) 省略

(美容師法施行細則の一部改正)

第2条 美容師法施行細則(昭和32年愛媛県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
樣式第1号 (第5条関係) 美容所開設届	樣式第1号 (第5条関係) 美容所開設届
(表)	(表)
省略	省略
1 ~ 6 省略	1 ~ 6 省略
7 同一の場所で現に開設し又は開設しようとする理容所	

(1) 名称

(2) 開設(予定)年月日 年 月 日

8 省略

7 省略

注1 不要の文字は、抹消すること。

__2_ 省略

<u>注 1</u> 省略

3 省略

2 省略

(裏) 省略

(裏) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1272号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産 業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届出年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1 番地1	駐車場の位置及び収容台数	1 824台	1 ,802台	平成29年 1月2日	平成28年 11月 2 日
		駐車場の自動車の出入口の数 及び位置	16箇所	15箇所		

○愛媛県告示第1273号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通 知があった。

平成28年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業期間 平成28年4月19日から

10月26日まで

3 作業地域 松山市、今治市、西条市、東温市

○愛媛県告示第1274号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 今治市蒼社川土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の 届出があった。

平成28年11月18日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

役員の 氏 名		名	住 所					
種類	種類		変 更 前	変 更 後				
理事	橘	常雄	今治市五十嵐甲417番 地	今治市五十嵐甲409番 地 6				

○愛媛県告示第1275号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。 平成28年11月18日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

事業者番号	指定障害	児 通 所 支 援	事 業 者	指定障害児通	指定障害児通	指定	
争耒白宙写	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	所支援の種類	名 称	所 在 地	年月日
3850100813	株式会社三福ホールディングス	愛媛県松山市湊町4丁 目3番地10	中矢孝則	放課後等デイ サービス	ハッピーテラス松山南 教室	愛媛県松山市西石井 4 丁目 2 - 16	平成28年 11月 1 日
3850100821	合同会社サンライズ	愛媛県松山市日の出町 10番85号	松本英資	放課後等デイ サービス	放課後等デイサービス るんるん	愛媛県松山市日の出町 10番2号	平成28年 11月 1 日

○愛媛県告示第1276号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があっ た。

平成28年11月18日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退任

報

役員の種類	氏	名	住	所
理事	高 須賀	功	東温市志津川630番地	

○愛媛県告示第1277号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年11月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	大平砥部線		伊予郡砥部町上原町274番 7 から 同町上原町78番 3 地先まで						平成28年11月18日

○愛媛県告示第1278号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 河辺村国営開発土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年11月18日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

平成28年11月18日 発行 923